ICTサービス安心・安全研究会

消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG

モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合 モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム(第3回)

- 1 日時 平成28年11月9日(水) 9:30~10:30
- 2 場所 総務省第3特別会議室(11階)
- 3 出席者(敬称略)
 - ○構成員

山内主查、関口主查代理、伊藤構成員、上村構成員、柳川構成員

○総務省

富永総合通信基盤局長、巻口総合通信基盤局電気通信事業部長、秋本総合通信基盤局総務課長、竹村事業政策課長、藤野料金サービス課長、内藤料金サービス課企画官、川野料金サービス課課長補佐

4 議事

- (1) 開会
- (2) 議題
 - ①アンレバー・リレバーに用いる資本構成比に関する論点 (事務局)
 - ②報告書(案)(事務局)
- (3) 閉会

5 議事要旨

【山内主査】 皆さん、おはようございます。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム第3回会合を開催いたします。

それでは、議事に先立ちまして、事務局から資料の確認をお願いいたします。

【川野料金サービス課課長補佐】 お手元に配付しております資料について、確認させ

ていただきます。

本日の配付資料は、議事次第に記載されている資料3-1、3-2、及び参考資料1、2となっております。

参考資料1、2の一部につきましては、構成員限りの情報が含まれており、構成員限りとなっているスライドにつきましては、質疑の際、ご配慮いただきますようお願いいたします。構成員及び事務局にのみ配付しており、会議終了後、回収させていただきます。

また、参考資料1につきましては、11月7日に、親会であるモバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合において本ワーキングチームの検討状況を関口主査代理に報告いただいておりますが、スライド6の、「2014年度算定期間接続料におけるβ及びデータ接続料」において、一部事業者のデータ接続料及びその試算値を訂正しておりますので、ご報告させていただきます。

以上、ご確認お願いします。

【山内主査】 よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、参考資料1でございます。これは、当該資料に基づきまして、本会合の親会合に当たります、モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合の最終回が、11月7日に開催されました。この会合において、関口構成員から、本会合の第2回会合までの検討状況を報告いただいております。

それでは、議事に入りたいと思います。議題ですけれども、まず1番目は、アンレバー・ リレバーに関する資本構成比をどのようにするかという論点でございます。これにつきま して、事務局から、ご説明願いたいと思います。

【内藤料金サービス課企画官】 それでは、お手元の資料3-1に基づき、説明をさせていただきたいと存じます。

第2回の論点整理におきまして、構成員の方々で議論が収れんしなかった論点として、 アンレバー・リレバーに用いる資本構成比がございましたため、これについてご議論いた だくため、資料3-1をご用意してございます。

まず、おめくりいただいたところで、1ページでございます。このアンレバーとリレバーの際に用いる資本構成比につきましては、純資産について時価総額を用いる場合ということは、この場合には連結対象子会社等も含めた評価になることになりますので、連結財務諸表を用いる場合と時価総額を組み合わせることが、一般的であるということでございます。一方で、純資産について簿価を用いる考え方も、前回提示をされました。この場合

には、当該会社単体の評価になるため、単体財務諸表による組み合わせになってくるということで、単体財務諸表と簿価の組み合わせが、もう1つ考えられるということだろうと 存じます。

したがいまして、こちらの上のテキストボックスで、このうちいずれを用いるべきかとしております。

下の表では、それぞれの相違を、簡単に整理しております。連結財務諸表ですと、グループ全体の評価になる、ただし、用いることができるのは、通常は上場企業のみになる。一方で、単体財務諸表については、移動通信事業会社単体に着目することになり、また、二種指定設備設置事業者については、接続会計として整理・公表義務により、必ずつくることになっているという違いがございます。

また、純資産の額について、時価総額は、株価をもとに算定することになりますので、 通常上場企業のみで利用可能になります。

一方で、簿価については、財務諸表を作成する全ての会社上場企業であったり、または、 この移動通信事業会社については、単体での簿価は、当然利用可能になっているというも のでございます。

これを踏まえまして、論点としては、下に2つ挙げております。

まず1点目は、連結財務諸表・時価総額は、上場企業のみで利用可能であり、非上場企業の二種指定設備設置事業者では、単体財務諸表・簿価を用いることとなる。連結財務諸表・時価総額を原則とした場合、アンレバー・リレバーにおいて、連結財務諸表・時価総額と、単体財務諸表・簿価とが混在することについて、整合性をどう考えるかとしております。

また、2点目ですけれども、リレバーにつきましては、移動通信事業会社単体の財務リスクを考慮すべきものであると考えられますけれども、そうであるとすれば、単体財務諸表・簿価を用いるべきであると考えてよいか。その場合には、リレバーは、単体財務諸表・簿価を用いることであるとすれば、アンレバーで用いる財務諸表・純資産の額との整合性をどのように考えるかとしております。

また、この議論の参考といたしまして、次の2ページ目です。連結財務諸表・時価総額による場合と、単体財務諸表・簿価による場合とで、実際に、資本構成比であったり、 β にどれだけの違いが出るのかをお示ししております。

こちらは、2014年度期首末平均をとったものでございますけれども、βの算出方法

につきましては、前回第2回の議論を踏まえて、NTTドコモのアンレバードβを、それ ぞれの事業会社の資本構成比でリレバーする方法としております。アンレバーとリレバー の際の連結・時価か単体・簿価かについては、連結・時価であれば原則連結・時価、単体・ 簿価であれば原則単体・簿価でそろえさせていただいております。

ただ、算定条件の、一番下に記載がございますとおり、ソフトバンクについては、非上場ということで、単体・簿価しか使用可能な数値がない状況でございます。連結・時価とした場合であっても、リレバーに際しては、単体・簿価を用いた形での数値の算出となっております。

今回、移動通信事業の構成比が最も高いということで、移動通信事業のリスクを、指標として用いることとされておりますNTTドコモについて、純資産に対する有利子負債の比率については、連結・時価の場合には0となっておりますけれども、これは、純有利子負債を算出した際に、これは負債の額のうち、社債、借入金、リース負債からの有利子負債と、現金と預金の相殺を行った際に、マイナスとなった場合には0という処理をしておりますために、0となっております。

こういった処理を行った結果、連結・時価の場合には、純資産100パーセントとなるということでございます。単体・簿価の場合でも、同じように純有利子負債と見て、比率を出しておりますけれども、0.03となっておりまして、あまりNTTドコモについては、連結・時価の場合と単体・簿価の場合の純有利子負債の比率について、大きく差がないことになっております。

この結果、NTTドコモのアンレバード β を見ていただくと、こちらについても、連結・時価であるか単体・簿価であるかによって、大きく差が出ないとなっております。その結果、他社、KDDIだったりソフトバンクの場合において、連結・時価を用いるか単体・ 簿価で用いるかによって生じる格差も、それほど大きなものになっていない状況になってございます。

資料3-1の説明は以上でございます。

【山内主査】 どうもありがとうございました。

前回、この資本構成比、アンレバー・リレバーで、資本構成比、どう使うかということで、少し皆さんの間で議論があったということで、さらに数字等を使って精査していただいた資料はこの3-1になります。

これにつきまして、ご意見とか、あるいはご質問があれば、ご発言を願いたいと思うの

ですけれども、いかがでしょうか。

どうぞ、伊藤構成員。

【伊藤構成員】 私は、単体財務諸表を使う方式でよろしいのではないかと考えております。

上場公開企業のケースでございますと、同業他社との比較を行う際には、連結財務諸表・時価が、一般的に用いられる指標ではございますが、本件に関しましては、二種指定設備設置事業者の複数の事業者において、連結財務諸表が存在していないこと、そして、会計ルール、会計規則で、単体の財務諸表の作成・公表が義務づけられているということでございますので、単体の財務諸表を用いることによりまして、対象全社が同じ統一基準で資本構成比を算定することができることになります。

公平性を確保する上で、同じ基準で評価できることは、とても重要かと存じますので、 少なくとも現時点においては、単体財務諸表を用いる方式のほうが、妥当性が高いのでは ないかと、私は考えております。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。

そのほかの委員の方、ご意見はいかがでしょうか。

【上村構成員】 私も、伊藤構成員の意見に賛成でございます。

参考の数値を見てみても、連結・時価、単体・簿価を使った差が、0.02ぐらいです。 これぐらいの差であれば、統計的には有意な差はないと認められます。どちらを使っても 同じようなことなので、それであれば、各社共通して、客観的に検証できる単体・簿価で よろしいのではなかろうかと考えます。

【山内主査】 お二人は、いかがですか。

【関口主査代理】 今回、対象会社、とりあえず3社、今後ここに入ってくる会社は 想定され得ると思うのですが、いずれにしてもこの3社が、同一の基準で比較できること が、何よりも大事であると思います。2先生方のご意見と同じように、単体の財務諸表を 使う形で、接続会計の数値を使うということで、私もよろしいかと思います。

また、数値を見ても、ドコモの場合には、D/Eレシオについても、ほとんど差がないというか。純有利子負債、ドコモの場合は結果がマイナスになってしまうので0ですけれども、実数はマイナスで、借金会社という扱いになっていますが、ここは単体・簿価との比率も大きくはないこともありますから、特に良く、アンレバー β を見ても、数値は大き

な差はないですし、よろしいかと思っております。

【山内主査】 では、順番に。

【柳川構成員】 順番に。わかりました。

私も、皆さんのご意見と同じで、単体・簿価でよろしいのではないかと思います。

ご意見は、もう皆さん出尽くしたお話だと思います。ほぼ変わりませんし、全体の整合性という点からも、単体・簿価がいいのではないかと思います。

ただ、これは、連結・時価か単体・簿価かという、そもそも、どっちであるべきかというところは、なかなか客観的にあるいは論理的にこうだとは言いにくい話ではあろうかと思いますので、ある意味の決めの問題で、現状としてはこれだという判断ということだろうと思います。

【山内主査】 ありがとうございました。

4名の委員の方から一致したご意見をいただきましたので、その方向で取りまとめを進めていただければと思いますけれども、何人かの委員から、現状でこうだということがありましたので、今後いろいろ検討する余地はあるのか思います。これにつきましては、以上の結論でよろしいかと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、以上の議論を踏まえまして、取りまとめですが、モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関する報告書を、事務局からご説明いただきたいと思います。

【内藤料金サービス課企画官】 それでは、資料3-2に、報告書(案)をご用意しておりますので、そちらをもとに説明をさせていただきたいと存じます。

「はじめに」は、開催目的の内容を書き下してございます。

目次でございますが、構成につきましては、モバイル接続料における自己資本比率算定の現状と課題で、制度についての説明と、その上で各事業者における算定方法の現状、その上で β 算定方法の課題を取り上げております。

第2章におきましては、検討における基本的観点ということで、どのような観点で検討を行うのかについての議論を記載してございます。

3点目が、実際にワーキングチームの検討を踏まえた考え方で、論点ごとに、このような経緯、このような理由でこのような考え方が適当と考えられるという部分をまとめさせていただいてございます。

最後は、ワーキングチームの概要で、参考的な扱いで、この、当ワーキングチーム自体 の開催の経緯であるとかをまとめた資料をつけております。 それでは、最初の1章は、第1回の際に事務局で説明させていただいた、二種指定電気 通信設備制度における接続料の自己資本利益率の算定の枠組みであるとか、次が、各事業 者における β の算定方法の現状として、算定方法の課題を取り上げております。

算定方法の課題につきましては、今回、かなり移動通信事業に係るリスクと財務状況に係るリスク、分かれて議論をしたということなので、当初の検討課題では一緒にしていたのですが、それぞれ、この1.3.1で、移動通信事業に係るリスクの勘案方法についての課題を、まず区分して取り上げて、各社の資本構成比で、営業収益が多角化している問題点を挙げさせていただいた上で、次の1.3.2のリスクの勘案方法において、こちらは各社で方法が異なっているという課題を別に抽出して、記載をしております。その上で、計測期間についてということで、課題として挙げさせていただいてございます。

続いて、第2章でございます。検討における基本的観点でございます。こちらにつきましては、本ワーキングチームの先行する検討の場ということで、モバイル接続料算定に係る研究会報告書におきましては、モバイル接続料算定の基本的観点として、適正性、検証可能性、公平性の観点が位置づけられておったところでございます。

真ん中にありますが、今回のワーキングチームにおきましては、この移動通信事業に係るリスクの検討に際して、移動通信事業の接続の事業は、非常に安定性が高くてリスクが低いことを考慮するために、ここに公共性という新たな観点を加えてはどうかというご提案がございました。

ただ、同時に、この公共性との用語につきましては、意味合いが広くて、慎重に用いるべきとのご指摘もございました。それに、もともとございます適正性という概念にも、接続料算定に用いる数値が、公正妥当な水準を著しく逸脱すべきではないという考え方を、そもそも含んでいると捉えることも可能であると思っております。

現状におきましては、こういった観点から、公共性を新しく観点として設けるということではなく、その観点は適正性の中に含まれることで整理をした上で、今回、移動通信事業に係るリスクの論点において、その観点を踏まえて検討を行う形で、ここでは記載させていただいてございます。

続いて、3章が、実際の個々の論点の具体的な検討でございます。まず、3.1の移動通信事業に係るリスクの勘案方法でございます。こちらについては、第2回の検討の際に、3つの案を挙げさせていただいたということで、それをそのまま記載しております。

このうちの案1が、移動通信事業を体現する事業者が存在することを前提に、移動通信

事業に係るリスクと、当該事業者の財務状況に係るリスク、それぞれの事業者の財務状況 に係るリスクを考慮するという考え方に基づいて、まず、最も移動通信の比率が高い事業 者の株価βをもとに、アンレバーをして、それぞれの事業者の財務構成比に応じて、リレ バーという措置を行う案でございました。

下のほうに移ります。ここで、移動電気通信事業に係るリスクの勘案におきましては、 どうやって勘案できるかですが、いろいろと多角化して複数の事業を営んでいる企業の株 価 β から、特定の事業の β を抽出すること自体は、原理上は可能であるということであり ますけれども、現実には、さまざまな個別事業の β を踏まえる必要がありまして、そのよ うな値を得ることは、現実的には困難であると考えられるということでございます。

また、NTTドコモの、例えば、過去の β を、移動通信事業の β として固定的に用いる考え方も理論的にはあり得ますけれども、これにつきましても、移動通信事業の β も時間経過に伴って変化すると考えられることから、これをずっと固定して使うことも、適当でないというご意見がございました。

一方で、次のページでございます。NTTドコモは多角化しているとはいえ、最も移動 通信事業の比率が高いと考えられるので、この移動電気通信事業に係るリスクの勘案に使 用可能であると考えられるとの意見もございました。

検討の結果でございます。中段以降にありますけれども、NTTドコモの営業収益に占める移動通信事業の割合は、約80パーセントであると推定できまして、移動電気通信事業が、主たる事業であるとみなし得ると考えられます。このため、現時点においては、他の事業者に比べれば、NTTドコモの株価 β が、最も移動電気通信事業に係るリスクを反映していると考えることができるということだろうと存じます。

以上から、接続料算定に用いる β は、NTTドコモの株価 β からNTTドコモの財務状況に係るリスクを排除(アンレバー)した β を算定して、これに対し、各事業者の財務状況に係るリスクを勘案(リレバー)したものを用いることが適当であるとしてございます。

ただ、NTTドコモの事業自体も多角化していることも事実でございますために、後の 部分で検討するように、βに合理的な条件値を設けるほか、今後も検証を行っていくこと が適当であるというご意見をいただいたところでございます。

次に、財務状況に係るリスクの勘案方法でございます。こちらでは、アンレバー・リレ バー、具体的な方法についての検討を行っております。

次のページの3.2.1が、具体的な式の検討でございます。現状、アンレバー・リレバ

ーは、KDDIとソフトバンクが行ってございますけれども、この実際の方式については、 各、2つの事業者とも、基本的にはハマダ式をもととしております。

このハマダ式とは、アンレバー・リレバーに用いる方式の、一般的な方式の1つとして 認められるということでございますので、今回、接続料算定のためのβ算出のアンレバー・ リレバーの方式をルール化するに際しましては、引き続き当該方式を基本として考えるこ ととして特段の問題はないということで、よろしいかと存じます。

次に、このアンレバーとリレバーに用いられる式については、それぞれ財務状況を、一旦リスクを除いた上で、もう1回戻すという作業ですけれども、基本的には逆算の関係に立つものであるということでございます。

事業者によっては、このアンレバーとリレバーの式が異なっているものがございますけれども、今回、このアンレバー・リレバーの方式をルール化するに当たりましては、アンレバーとリレバーでも異なる式を用いることについて、特段の必要性は認められないと考えられるということでございました。

また、ハマダ式においては、負債の β が用いられてございますけれども、この負債の β は0とすることが一般的であるということでございます。また、モバイル接続の算定におきまして、負債の β について、ルール化を特に図ることが必要である事情が認められないと考えられるということでありました。

このアンレバーまたはリレバーに際しての負債につきましては、これは、先ほども少し 出てきた部分でございますけれども、有利子負債から現金及び預金を減じた純有利子負債 を用いるのが一般的でございます。このため、今回接続料算定のためにルール化を行うに 当たりましても、同様の考え方によることについては、問題がなかろうと考えられるとこ ろでございます。

また、先ほど資料3-1でもございましたとおり、有利子負債より現金及び預金の額が大きくて、減算の結果がマイナスになる場合も現にございますが、この場合には、純有利子負債の値は0として、アンレバー・リレバーの際には用いることが適当であると考えられるとしてございます。

続きまして、3.2.2の、アンレバー・リレバーに用いる資本構成比でございます。ここにつきましては、先ほど、まさに資料3-1でご議論いただいたところでございます。ここの部分の記載は、事実関係のみの記載にとどめさせていただいております。以下、サブスタンスの部分は、先ほどの議論を踏まえまして、記載をする形になろうかと考えてお

ります。

次の13ページに移っていただいて、1個、先ほどの論点で拾いきれてないところを、こちら書かせていただいております。アンレバー・リレバーに必要な資本構成比の算出というためには、貸借対照表から有利子負債、現金及び預金並びに純資産の額も抜き出す必要がございます。

このうち、有利子負債についてですが、定義がいろいろあり得るのですけれども、今の 現在の二種接続料規則8条7項で「社債、借入金及びリース債務」と定義されてございま す。これは、実は、レートベースの際の有利子負債の考え方でございます。今回、アンレ バー・リレバーの際の有利子負債を考えるに当たっても、整合性ということもございます し、事業者によっては、ここのとり方が異なってしまうということであったり、場合によっては、アンレバーとリレバーの場合によって異なってしまうということでございますと、 算定方法の公平性が図れないことにつながってこようかと存じます。

したがいまして、ここでは、一応、現在のレートベースの際の有資産の考え方を、ルールとして、アンレバー・リレバーの際の資本構成比としても使うことが適当である形で書かせていただいてございます。

続きまして、3.3が、計測期間でございます。現状でございますけれども、各社とも、比較的計測可能な、できる限り長い期間を用いておりますけれども、こちらについては、長期間計測することで、 β の値が安定することであったり、当該期間について、移動通信事業が主要事業であれば、長期間計測することで、より正確な移動通信事業の β を推定することが理由であるという説明でございました。確かに、長く計測することで β の値が安定する効果はございます。

他方で、議論の際にあったものでございますけれども、移動通信事業におきましては、 もともとさかのぼってみれば、携帯電話というものが、固定電話のオプショナルな通信手 段であった。さかのぼってしまえば、自動車電話であったり、ショルダーフォンであった 時代もございますが、そういったときは、皆が持つということではなかったのですけれど も、現在では国民1人に1台以上普及した必需品となっている。

さらに、今後、人が使うのみならず、モノとモノが通信するIoTに、現時点でも活用されておりますし、今後、第5世代の携帯電話ということであれば、さらに活用されることになりまして、単に人の必需品から、社会産業におけるインフラとしての役割が期待されていく状況にございます。

このような形で、一口に移動通信事業と申しましても、時代に伴って変化をしている。 こういうことからすると、移動通信事業に係るリスクも変化し続けていると考えられるため、長く計測すれば適切なβになるということには、必ずしもならないのではないかということでございました。むしろ、相対的に短い計測期間をとることによって、移動通信事業の変化を勘案したデータを算定できるのではないかということでございました。

また、βの計測期間につきましては、現時点では、算定に用いる株価が利用可能な時期や、利用算入の時期によって異なっておりましたけれども、計測期間によって個別の事業者であったり、市場全体の動向の影響を受けてしまうことでございまして、算定方法の公平性の観点から、必ずしも適当ではないと考えられるということでございます。

以上から、接続料算定のための β 算出に当たっては、最近の数年程度の移動平均をとる ことに合理性があると考えられる形で書かせていただいております。

この上で、具体的な計測期間の検討に当たりまして、移動通信事業においては、通信方式の変更は、数年単位で新しいものが採用されているということで、通信方式の速度の向上とともに、新たな利用形態につながっている。また、計測期間が短すぎると、βの変動が大きくなってしまうとともに、サンプル数が少なくなってしまうため、推定誤差が大きくなる。そして、現在の二種接続料規則におきましては、利潤の急激な変動を緩和するために、自己資本利益率について、直近3年の平均を適用している状況を考慮して、株価の計測期間として、前回、3年を採用することについて、複数の構成員の方からご提案がございましたけれども、これについて特段の異論はなかった状況であったと存じますので、その旨を書かせていただいております。

その上で、株価の再録頻度ということで、どれぐらいの頻度で株価をとっていくかでございますが、一般に日次、週次、月次とございます。こちらについても、算定方法の公平性の観点からは統一することが適当であると考えられますために、検討を行っていただいたところと存じます。

一般にサンプル数を多くとればとるほど、誤差は小さくすることができるということでございますけれども、接続料の利潤算出に用いる目的からは、推定誤差が直接接続料に影響を与えるということでございますので、よりこの誤差が小さいほうが望ましいと考えられます。例えば、この前には、日次を考えると、週次に比べるとサンプル数が当然5倍になるということで、推定誤差が半分程度に縮小される傾向にございます。

最後の部分でございます。今回の検討におきましては、3年という計測期間を前提にし

た場合には、接続料算定に用いる観点からは、推定誤差を小さくすることが望ましいことであったり、また計測する曜日によって、週次だとバイアスが出てしまうケースがあり得るという指摘がありましたので、こうしたバイアスを避けることが望ましいことを重視し、日次を採用することとする方向であったと存じます。

次の3.4が、 β の上限値でございます。先ほどの3.1章で、移動通信事業の割合が最も高いNTTドコモの株価 β を、まずベースとして用いることといたしましたけれども、理想的な移動通信事業、本来の事業リスクの算出は、ある意味難しいことがございまして、今後、NTTドコモの事業の多角化等によって、算定された β が本来あるべき数値よりも高くなる可能性がございます。このことから、移動通信事業の β の水準についても、ご議論いただいたところでございます。

そもそも、移動接続料を算定するための β については、本来は、移動電気通信事業に係るリスク以外の事業のリスクが反映されるべきではない。これは、ほかの事業者に請求する、MVNOだったり、ほかの携帯電話だったり、固定電話の事業者に請求する性質上、ほかの事業リスクを含むことは望ましくないと考えられます。

しかしながら、各事業者においては、実際には、コンテンツ事業であったり、固定通信 事業を営みまして、そのほか、さまざまな産業への投資を行っているために、各事業者の 株価をもとに算出する場合には、この事業のリスクも含まれてしまう恐れがございます。

実際、この水準について参照する部分ということで、ほかの規制分野を見てみますと、電力及びガスでは、この β の値は0.4程度とされております。また、通信の世界におきましても、第一種指定電気通信設備設置事業者であるNTT東西につきましては、 β の値として0.6が採用されてございます。

次のページでございます。移動電気通信事業の場合には、この複数の事業者が競争している状況は、確かにこのような事業と必ずしも異なってくるところではございますけれども、現状、携帯電話が国民1人に平均すると1台以上普及した状況からすると、市場の景気の動向の影響は非常に受けにくくて、安定性が高くリスクが低いと考えられますことから、主要企業の平均のリスクとなるβイコール1を超えることは、おおむねないだろうということについて、異論はなかったところであると存じます。

以上から、接続料算定に用いる β の算定においては、 β が1を超えないこととすることが適当である形でさせていただいております。

次に、3.5の見直し期間でございます。今回の検討は、NTTドコモは最も移動通信事

業の割合が高い現状を踏まえまして、NTTドコモの株価をアンレバー・リレバーしたものを、接続料算定に用いるβとしてございます。しかしながら、先ほどの移動平均の考え方でも触れましたとおり、移動通信事業の特性として、事業環境自体が数年単位で変化する状況もございますし、NTTドコモにおきましても、子会社等も含めた事業の多角化が進展していく可能性もございます。

このような移動通信事業であったり、それぞれの事業者の状況の変化によりましては、 今回の検討結果が必ずしも合理的とは言えなくなる可能性もございます。このため、今回 の検討も含めた枠組みの予見可能性も、一方で必要ということもございますので、およそ 3年程度をめどに、算定の実態等の各事業者の事業状況を踏まえた検証を行い、必要に応 じて算定ルールを見直すこととすることが適当であるとさせていただいております。

また、これ以上であっても、著しい状況変化が生じた場合においては、算定ルールの見直しを行うべきかどうか、検討することが適当であると、ほかの何か特段の事情があった場合についての状況も、ここには書いてございます。

最後、そのほかとしまして、βについて今ワーキングチームで検討を行いましたけれども、モバイル接続料、先ほどの適正性、検証可能性、公平性の確保という観点からは、もちろんいろいろな検証が、引き続き必要になってくるところでございますので、前回コメントをいただきましたけれども、適切な検証が引き続き必要だろうと、書かせていただいてございます。

次の3.7が、今回の、ここの3章でこれまで書いてきたところをまとめた形となっております。

資本構成比のところは、先ほどの議論で単体財務諸表・簿価を用いると、方向性を出していただきましたので、その旨を記載する形になろうかと存じます。要所としているところは、先ほど冒頭で申し上げましたとおり、開催要綱であったり、構成員の皆様のお名前、あとは開催状況についての取りまとめとなっております。

資料3-2の報告書自体は以上でございますが、こちらの報告書の考え方を踏まえた形での試算結果を、参考資料2としておつけしております。こちら、実際の数値が、経営情報にかかわるものをもとに算定しているということで、構成員限りで、傍聴者が見えない形になっております。おおむね今回の見直しにおきまして、自己資本の利益率が、2014年度の実際の数値に当てはめて計算した場合ですけれども、今回の考え方を当てはめて計算すると、この利益率が、各社とも圧縮される傾向にございます。

この結果、現時点で、この2010年度ケースですと、接続料は原価と利潤からなっていますが、この接続料に占める利潤の割合が、大体1割から4分の1程度となっておりますけれども、おおむね1割切ったり、おおむね2割以下まで圧縮をされるという傾向となっております。もちろん、これは、あくまでも2014年度の数値に当てはめた場合ですので、その点はご留意いただければと存じます。

事務局からの、報告書及び参考資料2の説明は、以上でございます。

【山内主査】 どうもありがとうございました。

今ご説明いただいたように、報告書は、皆さんにご議論いただいた点について、まとめたものであります。資本構成比については、今日議論したので、まだ入っておりませんけれども、先ほど皆さんのほぼ一致したご意見いただいたので、後ほどそれを組み込んでいただくことになりますが、全体について、ご質問あるいはご意見あれば、ご発言をお願いしますが、いかがでしょうか。

順番にしますか。

【伊藤構成員】 それでは、恒例に従いまして、順番とさせていただきます。

今回の検討会の議論が、先ほど事務局からご報告いただいた報告書の中には、網羅的に 反映されていると考えておりますので、この内容につきまして、私は、全て同意させてい ただきます。

最後の部分にございましたけれども、今回はドコモの β を基準に使うということで、現状では比較的合理性がある判断かと存じますが、これは議論の中でも話題になりましたように、ドコモ自身が、今多角化を試行されていらっしゃるということで、その構成、状況が、必ずしも基準として採用することについて、妥当な状況がこれからも永続的に続くと考えることは難しい事実がございます。

今回の結論の中では、3年後を目途にというお話がございましたが、これは、前回の会合の中でもご指摘させていただきましたように、3年という期間にかかわらず、有意な変化が見られた場合には、速やかに内容を再検討することが重要ではないかと考えております。場合によっては、翌年度に、すぐに見直しが必要になるといった状況も勘案する必要があるかと存じておりますので、ぜひこの点につきましては、事務局で継続的にフォローを行っていただきたいと存じます。以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。

では、どうぞ。

【上村構成員】 報告書(案)については、これまでの議論、中身がうまく反映されていると思いますので、私も、この報告書(案)に異議はございません。

少し感想になってしまいますが、今回、 β をどう算出するかで、構成員限りの数字ですけれども、数字が出てきています。真の β は、誰にもわからないわけですけれども、おそらくその真の β に、現状近い値が出てきているのかという印象を持ちました。

今回の議論は、現状のβがどうなっているのかを考える議論だったと思います。一方で、 どうあるべきかという議論も、また必要だと思います。今回は、その観点からは、βに上 限値をつけるというところでは、どうあるべきかという議論がされたわけですけれども、 接続料全体で、βがどうあるべきかという議論も、また今後、どこかでされるといいかと 思いました。以上です。

【山内主査】 それでは、関口委員。

【関口主査代理】 親会への中間報告、昨日にまとまりました。そこでも申し上げたことですが、今回の検討によって、レート・オブ・リターン方式(総括原価方式)の中で、このモバイルに適用するに当たっての共通の考え方が、相当程度整理ができたと理解をしておりまして、解釈の幅は、随分狭まったと思います。その点では、この検討、会合の意義は、決して小さくなかったと思っております。

今後の運用の中で、何が真の値に近づくのかについては、今後とも、上村構成員がおっしゃったように検討を進めるべきであると思いますし、今回の共通化と言うのか、判断の幅を狭める点についても、何かが誤っているからこれに直せということではなかったわけですね。よりベターなものは、こちらで選択したほうがよいのではないかという判断をした側面が、非常に多いわけですね。

ですから、今日の3-1のデータ、議論についても、財務構成比で、単体を使うか連結を使うか、株価との連動性を考えたら連結ではないのと言われれば、そのとおりということもあるし、一定の解釈の幅のある中で選択をこうしたということですので、状況によって、その判断は変わり得るのだろうと思っています。

ただ、現状においては、さまざまな要素を比較検討した中で、よりよいものを選び得た と考えております。その点では、この報告書が、後々レート・オブ・リターン方式の考え 方についての相当緻密な議論ができたと、私は理解しています。

今回は、こういう形で、私はいい結論に導けたと理解をしているのですが、ただ、その 一方で、今後状況に応じた見直しという必要性のほかに、もう1点、考慮の余地があるの は、MVNO振興との関連で、今回、試算値、非公表になっていますけれども、相変わらず相当程度の各社の開きが生じてしまっています。ここは、ある意味では、ここまで詰めてもなくならなかった数値なわけですね。

そのことを前提とする限りは、MVNO各社を、子会社以外、ほかの2社には、あまり誘導しにくい状況があるわけですね。したがって、このことは、今回のレート・オブ・リターン方式の検討とは別に、MVNO振興という趣旨から、格差是正をどう取り組んでいくかという、少し違う方面からの検討が、おそらく求められるタイミングが出てくるだろうと思っているのですね。ですから、この自己資本利益率の算定に関するワーキンググループとしての結論を一歩踏み込んだ上での、違う判断での議論が、ここに関して起きてくる可能性が出てきます。

ただ、報酬率規制、レート・オブ・リターン方式の見直しは、相当大きな課題です。基本的に、公益事業の中では、随分確立した長い歴史を持った考え方の中で、各社の財務構成やさまざまな設備構成の差を超えて、均一料金みたいなことがあり得るのかについては、今後の課題だと思います。

ヨーロッパは着信独占で、モバイルLRICは共通費を含めないで算定をして、産業振興上、ほんとうにいいのかどうかの検討の余地が大きいし、これからじっくりと考えていかなければいけない課題だと理解していますので、今後ともそういう機会があれば、私とは言いませんので、ぜひ私を外した、知見をお持ちの方たちに集まっていただいて、議論を深めて、よりベターな産業振興策を考えていくことの会合もあってしかるべきかと考えています。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。

では、柳川さん。

【柳川構成員】 私も、皆様と同じで、報告書は、これで大変結構なものにまとめていただいたのではないかと思っています。それで、関口先生がおっしゃったように、解釈の幅がかなり狭まったことは、今回大きなポイントだったし、そこの点では、かなりの部分が詰められたかと思っています。

皆さんと同じく、見直しのところをどう考えていくかは、大きなポイントだろうと思うのですね。3年で区切っていますけれども、そのときに考えなければいけないポイントは、1つは、正しい β とは、先ほど話がありましたけれども、詰めていっても、なかなか何が

正しいかは、ほんとうはよくわからなくて、そうすると、ある意味で今回もありましたけれども、現状を踏まえると、こういうところというふうに決めるということだったので、では、その現状とは、3年たったときに、どれだけ変わっているかで見直しという話は、当然あるのだろうと思います。見直すべきかどうかで検討するということですね。

それとは全く違った次元として、今まで先生方からもご意見がありましたけれども、要するに、事実としての β ではなくて、ある意味であるべき β みたいな発想は、どこまでこういうところに盛り込んでくるか、それを盛り込んでくるかどうかと、あるべき β として、では、何か議論をするとしたら、どういう形でまとめるかというところですね。

これは、今関口先生からお話があったような、実はかなり大きな課題になってきて、 β だけではなくて、接続料そのものを、ある程度あるべきものにするとか、統一するとか、あるいは振興的なものをどう考えるかとか、いろいろなものが入ってくるので、このあるべき β みたいな方向に、ある程度かじを切るかどうかは、結構大きな政策上の判断になると思いますので、これも含めて、そこをどう考えるかは議論する必要があって、この順番で話すことになったので、関口先生の話も伺って、これももしかすると、3年たったときに突然やりますというところだと、なかなか、そのときにというのは、難しい話かもしれないとは、改めて、伺って感じたということでございます。

それから、もう1つは、では3年ではなくて著しい状況変化があったときにどう考えるかでいくと、これは、もともと、何が著しいかとは、結構難しい話だろうと思うのですね。 先ほど、場合によっては1年後だと思ってということがあったと思うのですが、私はそうだろうとは思いますけれども、毎年毎年、では著しい変化がありますかと検討するのも、なかなか難しい話だろうと思います。

私が、個人的に何かあり得るかと思うのは、当然ですけれども、ドコモの事業構造がすごく大きく変わったところは、もともとここがベースだとは、移動通信事業が主だというところが前提になっていますので、そこが変われば、3年たたなくても見直しを考えなければいけないのかと思います。あるいは、現状では、この3社を前提に議論をしてきましたので、あまり考えないですけれども、場合によっては、この3社以外のかなり大きな参入者があった場合というのは、当然考えなければいけない。そのくらいのことかという気がいたします。あともう1つは、今まで想像しなかった技術革新が何かあった場合というのは、当然あるのでしょうけれども、それは当然として。

そうすると、著しい状況変化とは、今のドコモの事業体の話と大きな参入というところ

かと、個人的には感じがしています。以上でございます。

【山内主査】 どうもありがとうございました。

4名の皆様からご意見をいただきました。基本的に、この報告書について、大きな異論と言いますか、なかったというか、皆さんにご賛同いただけたということでございますので、先ほど財務構成比の話がありました、あれをこう組み込む形で、これを取りまとめていきたいと思いますが、よろしゅうございますか。その際、詳細について、主査の私にご一任いただければと。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【山内主査】 ありがとうございます。

以上でございますが、私も、今聞いていて、重要な点を皆さんご指摘されたかと思いますので、その辺について3つぐらいを言いたいのですけれども、1つは、これをどう見直していくかという問題ですね。期間の問題もありますし、見直しの条件という問題も、皆さんご指摘されましたので、その辺を、事務局で、これは、見直しというのは、いつ、今のお話のように、期間を区切ってというよりも状況次第でということですので、その辺の条件と言いますか、そういうことを、いろいろと、いつもウオッチしていただきたい、あるいは、それを取りまとめていただきたいと思います。

それから、もう1つ、これは関口さんもおっしゃっていたように、また柳川さんもおっしゃいましたけれども、算定方法について、かなり解釈をきちんとした点で意義があったと思っているので、これも多分、ほかにも解釈の方法があるかもしれないし、色々な方法があるかもしれません。その意味では、継続的にとは言いませんけれども、それに際しての、いつもフォローアップと言うのですか、これも事務的にも続けていただきたいと思っております。それが、今言った条件変化とかということにつながっていくのかと思います。

3番目は、これは私の感想ですけれども、さっきも関口さんがおっしゃったように、これは、かなり、この研究会は、緻密に、こうやって資本利益率等について議論したと思っているのですね。これについては、どこまで開示できるかわかりませんけれども、公にできるところはしていただいて、多分ほかの事業などにも影響するところもあると思いますので、その辺を考えていただきたいと思います。

特に、モバイルの場合には、いわゆるインフラ部分と言いますか、設備の部分と言いま すか、それが設備競争、実際しているわけですよね。そういうところで、インフラと言い ますか、土台としての設備を、どう、それ以外の人に、あるいは、お互い同士で使い合っ て、公正な競争を導くかという点で、かなり重要な意味を持っていると思います。ほかの産業、例えばエネルギーなどだと、ネットワークとかは独占という形になっているので、それは全く違うやり方ですね。その意味では、しかし、ほかの産業も、同じことが、これから起こってくるかもしれません。そういう意味での、1つ進んだ議論ができたと思いますので、ぜひともそういうところ開示していただいて、全体のこういった公益事業ネットワーク系の産業の発展に寄与していただければと思っています。

余計なことを言いましたけれども、以上、私の感想でございます。結論的には、先ほど言いましたように、取りまとめは皆さんご同意いただいたことと、それから、最後の取りまとめの詳細については、一任いただいたということで、結論とさせていただこうと思います。ありがとうございました。

それでは、総務省富永総合通信基盤局長より、ご挨拶をいただけるということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【富永総合通信基盤局長】 山内先生をはじめ、構成員の先生方には、約1か月間という短期間でございましたけれども、報告書を取りまとめいただきまして、どうもありがとうございました。

モバイルサービスの適正な確保ということで、接続関係、環境整備の中で非常に重要な接続料、このあり方、特に課題となっておりましたβの算出方法でございますけれども、専門的な立場から、非常に密度の濃い議論をいただき、本日、具体的なご提言をいただきまして、ほんとうにありがとうございました。

今後、総務省といたしましては、この報告書を受けまして、関係省令の見直しなど、具体的な措置を講じてまいりたいと考えております。

先生方には、改めて感謝を申し上げまして、結びの挨拶とさせていただきます。どうも ありがとうございました。

【山内主査】 どうもありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして、モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキンググループの第3回会合を終了させていただきます。

ほんとうに、今局長のご挨拶にありましたように、短期間のうちにいろいろご熱心なご 議論をいただきました。私からも、御礼申し上げたいと思います。どうもありがとうござ いました。

以上